【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年８月９日
【事業年度】	第５期（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）
【会社名】	株式会社川金ホールディングス
【英訳名】	Kawakin Holdings Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　鈴木 信吉
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市川口二丁目２番地７号
【電話番号】	０４８－２５９－１１１１
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 青木 満
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市川口二丁目２番地７号
【電話番号】	０４８－２５９－１１１１
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 青木 満
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番地１号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年６月27日に提出した第５期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報
第４ 提出会社の状況
１ 株式等の状況
（９）ストックオプション制度の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿線で示しております。

第一部 【企業情報】
第４ 【提出会社の状況】
１ 【株式等の状況】
（９）【ストックオプション制度の内容】
（訂正前）
該当事項はありません。
（訂正後）
（平成23年６月29日定時株主総会決議）

決議年月日	平成23年６月29日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役５名・監査役３名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対しては総数40,000株を、監査役に対しては総数10,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から20年以内の範囲で、取締役会において定める期間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

（注） 付与株式数の調整は、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率